

中国が韓国造船企業（ハンファグループ（韓華海洋株式会社））の 米国関連子会社 5 社を反外国制裁法に基づく報復リストに掲載

—通商法第 301 条調査措置に対する報復措置—

2025.10.16／改訂版同 10.17

CISTEC 事務局

※タイトル及び本文中の「韓華海洋株式会社」について、「海運企業」を「造船企業」に修正。

中国商務部は 14 日、韓国造船企業（ハンファグループ（韓華海洋株式会社））の米国関連子会社 5 社に対し、反外国制裁法に基づき、報復リストに掲載する旨を発表¹した（2025 年 10 月 14 日公布・施行）。

本措置は、米国による通商法第 301 条調査により、10 月 14 日より、米国の港湾に入港する中国船舶（中国企業が運営・所有する船舶、中国で建造された船舶）に対して追加料金を課す措置²に対する報復措置として発動されたものである。

措置内容として、反外国制裁法³に基づき、Hanwha Shipping LLC、Hanwha Philly Shipyard Inc.、Hanwha Ocean USA International LLC、Hanwha Shipping Holdings LLC 及び HS USA Holdings Corp.の 5 社を同法に基づく報復リストに掲載し、反外国制裁法第 3 条、第 4 条、第 6 条等（条文は後述に掲載）に基づき、中国国内の組織、個人がこれら企業と関連する取引、協力等の活動を行うことを禁止するものである。

同法に基づく報復リストへの掲載は、米国による台湾への武器売却等を理由として米国

¹ 「中华人民共和国商务部令二〇二五年第 6 号 关于对韩华海洋株式会社 5 家美国相关子公司采取反制措施的决定」（中华人民共和国商务部サイト政務公開・政策発布 2025 年 10 月 14 日）

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_001308ff9a6a474a997c644961c9b997.html 別添 1※CISTEC 仮訳

² 米国通商代表部（USTR）は 2024 年 4 月に通商法第 301 条の調査を開始。本年 2 月、中国の海事・物流・造船に対する同法第 301 条に基づく措置案を発表し、4 月 17 日に措置内容を決定。180 日後（10 月 14 日）から入港手数料を 50 ドル/純トンから開始し、今後 3 年間で年間 30 ドルずつ増額する等を発表。

USTR 発表；<https://ustr.gov/about/policy-offices/press-office/press-releases/2025/april/ustr-section-301-action-chinas-targeting-maritime-logistics-and-shipbuilding-sectors-dominance>

USTR ファクトシート；<https://ustr.gov/about/policy-offices/press-office/fact-sheets/2025/april/fact-sheet-ustr-takes-action-bolster-us-shipbuilding>

³ 反外国制裁法は 2021 年 6 月に制定・施行。制定背景として、西側の国々の中国に対する制裁を科し内政干渉を行ってきたとして、外国の差別的措置に報復するための法律を制定することが必要として、第 13 期全人代第 4 回会議で承認された「全人代常務委員会活動報告」では「今後 1 年の主要任務」の中で、反制裁、反干渉、管轄権の域外適用への対抗措置に対する法的ツールを拡充することを明確に打ち出したとされている。（人民網 2021.6.8）

<https://j.people.com.cn/n3/2021/0608/c94474-9858954.html>

の防衛関連産業を中心に掲載されている（最近の米国の例では、昨年 12 月末に台湾への武器売却の関与を理由として米国企業を掲載⁴）。

報復リスト掲載企業等は、中国国内の動産・不動産等が凍結されることや、中国国内の企業等との取引が禁止される（報復リスト掲載者との取引を行うなど、報復措置を遵守しない（中国内企業のみならず）外国企業等に対しても、政府調達、入札、出入国の禁止や制限等を科すことができる。詳細は、以下 CISTEC 解説記事の 2 つ目を参照されたい。）。

反外国制裁法の概要は以下の CISTEC 解説記事を参照されたい。

中国の「反外国制裁法」の施行について（仮訳添付）（2021.6.15 改訂 1 版）

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/39-20210614.pdf>

中国反外国制裁法の実施規定の公布について（2025.3.25／改訂版同 4.2）

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250325.pdf

今般の報復措置に関し、商務部報道官は、通商法第 301 条に基づく措置は「国際法と国際関係の基本原則に著しく違反し、中国企業の合法的権益を深刻に損なうもの」であり、**ハンファグループ（韓華海洋株式会社）の米国関連子会社 5 社は米国政府の調査を支援し、協力**したとして、反外国制裁法に基づき同社を報復リストに追加し、中国企業等との取引等を禁止することを決定したとしている。

■商務部報道官による記者会見（商務部ウェブサイト 2025 年 10 月 14 日）※機械翻訳

○商務部報道官が韓華海洋株式会社の米国関連子会社 5 社に対する対抗措置について記者の質問に回答⁵

質問：このほど商務省は韓華海洋株式会社の米国関連子会社 5 社に対する対抗措置を実施すると発表しましたが、どのような考慮があるのでしょうか？

回答：米国東部時間 10 月 14 日、米国は中国海事・物流・造船分野に対する 301 条調査の最終措置を実施し始めた。これは国際法と国際関係の基本原則に著しく違反し、中国企業の合法的権益を深刻に損なうものである。韓華海洋株式会社の米国関連子会社は、米国政府が中国海事・物流・造船業に対して 301 条調査を実施し措置を取ることを支援・

⁴ 米国軍事産業企業及びその高級管理職員に対する報復措置の実施に関する決定（中国外交部サイト 2024.12.27）

https://www.fmprc.gov.cn/web/wjbxw_new/202412/t20241227_11520050.shtml

CISTEC 解説資料（p.10 ⑤米国企業 7 社を反外国制裁法に基づく報復リストへの追加）

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250107.pdf

⁵ 「商务部新闻发言人就中韩华海洋株式会社 5 家美国相关子公司采取反制措施答记者问」（中華人民共和國商務部サイ
ト新聞発布・新聞發言人談話 2025 年 10 月 14 日）

https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyth/art/2025/art_7122e97907384bd2bb89a848301abb7f.html

協力した。中国側はこれに強く不満を表明し、断固として反対する。自国の主権、安全及び発展上の利益を守るため、「中華人民共和国反外国制裁法」等の関連法規に基づき、国家反外国制裁業務調整機構の承認を得て、韓華海洋株式会社の米国関連子会社 5 社を報復リストに追加し、中国国内の組織・個人による当該企業との取引・協力等の活動を禁止することを決定した。

中国側は米国及び関連企業に対し、事実と多国間貿易ルールを尊重し、市場経済と公正な競争の原則を遵守し、早期に誤った行為を是正し、中国側の利益を損なう行為を停止するよう強く促す。

さらに中国では、本年 9 月に国際海運条例を改正⁶し、同例第 48 条⁷において中国の海運事業者や船舶又は船員に対し、差別的な禁止、制限その他の類似措置を講じた場合など、中国は必要な対抗措置を講じることができる旨を規定した。

具体的な措置内容として、外国の船舶が中国港湾に寄港する際の特別料金徴収、出入港禁止又は制限、当該国の組織・個人による中国国際海上運輸関連データ・情報の取得禁止又は制限、中国港湾を拠点とする海運業の経営禁止又は制限が含まれるが、これらに限定されないと規定された。

その後、中国交通運輸部は 10 月、国際海運条例等に基づき、米国船舶（①米国の企業その他の組織及び個人（以下「米国企業等」という。）が運営・所有する船舶、②米国企業等が直接又は間接的に 25%以上の株式を有する企業、その他の組織が運営・所有する船舶、③米国旗の船舶、④米国で建造された船舶）に対する船舶特別港費徴収に関する公告を発表⁸した。米国の通商法第 301 条に基づく措置の同日より、米国船舶に対し特別港費

⁶ 「国务院关于修改《中华人民共和国国际海运条例》的决定」（中華人民共和国國務院サイト）
https://www.gov.cn/zhengce/content/202509/content_7042832.htm

⁷ （機械翻訳）第四十八条 中華人民共和国と国際海上運輸に関する条約または協定を締結し、またはこれに共同参加する国または地域が、当該条約または協定の規定に違反し、中華人民共和国が当該条約または協定に基づき享受する利益を喪失または損なうこと、または条約または協定の目的達成を阻害した場合、中華人民共和国政府は、関係国または地域の政府に対し、上記行為の停止及び適切な救済措置の講じを要求する権利を有し、かつ、関係条約または協定に基づき関連義務の履行を停止または終了することができる。

いかなる国または地域が、中華人民共和国の国際海上運輸及びその補助業務の事業者、船舶または船員に対して、差別的な禁止、制限その他の類似の措置を講じ、またはその講じを援助・支援した場合、関連条約・協定が十分かつ効果的な救済を提供できる場合を除き、中華人民共和国政府は実際の状況に基づき必要な対抗措置を講じることができる。これには、当該国または地域の船舶が中国港湾に寄港する際の特別料金徴収、当該国または地域の船舶の中国港湾への出入り禁止または制限、当該国または地域の組織・個人による中国国際海上運輸関連データ・情報の取得禁止または制限、ならびに中国港湾を拠点とする国際海上運輸及びその補助業務の経営禁止または制限が含まれるが、これらに限定されない。

⁸ 「交通运输部关于对美船舶收取船舶特别港务费的公告」（中華人民共和国好通運輸部サイト政府信息公开 2025 年 10

として、400 人民元/純トンから開始し、今後 3 年間で年間 240 人民元ずつ増額する措置
としている。

■商務部報道官による記者会見（商務部ウェブサイト 2025 年 10 月 10 日）※機械翻訳

○商務部報道官が米国による中国造船業などへの 301 調査制限措置に対する中国の対抗
措置発表について記者の質問に回答⁹

質問：交通運輸省などが、米国が中国に対して海事、物流、造船業における 301 調査
に基づく制限措置を講じたことに対する対抗措置を発表したことに注目しているが、関
連する状況をお聞かせください。

回答：米国東部時間 4 月 17 日、米国通商代表部（USTR）は中国海事、物流、造船分
野における 301 調査の最終措置を発表した。このうち、中国の関連船舶に対する港湾使
用料徴収措置は 10 月 14 日に正式に実施される。米国の措置は典型的な一方的な行為で
あり、明らかな差別的な色彩を持ち、中国企業の利益を著しく損なうものである。中国側
はこれに強く不満を抱き、断固反対する立場を繰り返し表明している。

国内関連産業の利益を守るため、中国関係部門は「中華人民共和国国際海運条例」な
どの関連規定に基づき、米国旗を掲げる船舶、米国建造船舶、米国企業が所有・出資・
運営する船舶など米国要素を含む船舶に対して特別港湾使用料を徴収する。上記の措置
は、10 月 14 日に米国が中国関連船舶に対して港湾使用料を徴収する措置を実施すると
同時に正式に実施される。

中国側は、関連する対抗措置は国際海運及び造船市場の公正な競争環境を維持するこ
とを目的とした「正当防衛」行為であると強調する。米国側が慎重に検討し、誤った手
法を是正し、中国側と歩み寄り、平等な協議と協力を通じて問題解決の方法を見出すこ
とを望む。

■商務部報道官による記者会見（商務部ウェブサイト 2025 年 10 月 14 日）※機械翻訳

○商務部報道官が米国の対中造船業などに対する 301 調査に基づく制限措置の発動につ
いて記者の質問に回答¹⁰

質問：米国東部時間 10 月 14 日、米国はいわゆる 301 調査の結果に基づき、正式に中
国の海事、物流、造船分野に対して港湾使用料などの制限措置を実施しました。中国側
の対応についてお聞かせください。

月 10 日) https://xxgk.mot.gov.cn/2020/jigou/syj/202510/t20251010_4177939.html 別添 2※CISTEC 仮訳

⁹ 「商务部新闻发言人就中方宣布针对美对华造船等行业 301 调查限制措施实施反制答记者问」（中華人民
共和国商務部サイト新聞発布・新聞發言人談話 2025 年 10 月 10 日）

https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyर्थ/art/2025/art_295bac78cb6f4079abb7cd1db19f0a83.html

¹⁰ 「商务部新闻发言人就美对华造船等行业 301 调查限制措施落地答记者问」（中華人民共和國商務部サイ
ト新聞発布・新聞發言人談話 2025 年 10 月 14 日）

https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyर्थ/art/2025/art_e8c48983f7904b79bb1c345a5aff4b31.html

回答：米国の措置は典型的な一方的・保護主義的行為であり、WTO 規則に著しく違反し、「米中海運協定」の平等互惠原則に背くものです。これにより関連国の海運・造船企業に不公平な競争優位性が与えられ、中国の海運・造船産業などに対する差別的措置を構成し、中国関連産業の利益を深刻に損なうものです。中国側はこれに強く不満を持ち、断固として反対する。すでに 10 月 10 日、米国旗を掲げる船舶、米国建造船舶、米国企業が所有・出資・運営する船舶など米国要素を含む船舶に対して特別港湾使用料を徴収すると発表した。

米国の措置はグローバルサプライチェーンの安定に影響を与え、国際貿易コストを大幅に引き上げるだけでなく、米国内のインフレを押し上げ、米港湾の競争力と雇用を損ない、米国自身のサプライチェーンの安全性と回復力にも影響を及ぼす。米産業界からも多くの反対意見が上がっており、米国のやり方が他人を傷つけて自らにも利益をもたらさず、自国の造船業の発展にも役立たないことを十分に示している。

中国の関連産業の利益をさらに守るため、中国当局は「中華人民共和国国家安全法」「中華人民共和国反外国制裁法」「中華人民共和国国際海運条例」などの関連規定に基づき、米国の関連調査活動を一部支援・協力した企業を対抗措置リストに追加し、米国及び一部の国・企業が中国の海運、造船などの関連産業の安全な発展に対する利益を損なう行為について調査を開始する。調査実施過程において、中国側は公開・公平・公正の原則に基づき法執行と調査を展開し、各利害関係者の権利を十分に保障する。

中国側の関連問題に対する立場は明確かつ一貫している。対抗措置を取るなら最後まで応じる。対話を求めるなら門戸は開かれている。中国側は米国に対し、誤った手法を是正し、中国側と歩み寄り、平等な対話と協議を通じて双方の懸念事項を解決するよう促す。

■反外国制裁法の関連条文

反外国制裁法（抄）※CISTEC 仮訳

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/39-20210614.pdf#page=12>

第三条 中華人民共和国は覇権主義と強権政治に反対し、いかなる国がいかなる口実、いかなる方式によって中国の内政に干渉することに反対する。

外国国家が国際法と国際関係の基本準則に違反し、各種口実やその本国の法律に依拠して我が国に対して抑制、抑圧を行い、我が国の公民、組織に対して差別的規制措置を講じ、我が国の内政に干渉したならば、我が国は相応の報復措置を採る権利を有する。

第四条 国務院の関係部門は本法第三条に規定した差別的規制措置の制定、決定、実施に直接、あるいは間接的に関与した個人、組織を報復リストに加えることを決定することができる。

第六条 国務院の関係部門は各自の職責と職務分業に基づいて、本法第四条、第五条に規定する個人、組織に対して、実際の状況に基づいて以下の一つあるいは複数の措置を講じることを決定することができる：

- （一）査証を発行しない、入国禁止、査証取消、あるいは国外追放；
- （二）我が国国内にある動産、不動産やその他の各種財産の差し押さえ、押収、凍結；
- （三）我が国国内の組織、個人との関連取引、協力等の活動の禁止あるいは制限；
- （四）その他の必要な措置。

以上

中華人民共和国商務部令 2025 年第 6 号 韓華海洋株式会社の米国関連子会社 5 社に対して
反報復措置を講じることに關する決定¹¹

【発布団体】安全与管制局（産業安全与進出口管制局）
【発布文書番号】不可靠実体清單工作机制〔2025〕6 号
【発布期日】2025 年 10 月 14 日

中華人民共和国商務部令
2025 年第 6 号

米国が中国に対して講じた海事・物流・造船業の 301 条調査措置に報復するため、国家
反外国制裁業務協調機構の承認を得て、今ここに《韓華海洋株式会社の米国関連子会社 5 社
に対して反報復措置を講じることに關する決定》を公布し、2025 年 10 月 14 日より施行す
る。

部長 王文涛
2025 年 10 月 14 日

韓華海洋株式会社の米国関連子会社 5 社に対して
反報復措置を講じることに關する決定

米国は中国の海事、物流および造船業に対して 301 条調査を行いつつ措置を講じたこと
は、国際法および国際関係の基本準則に大きく違反し、中国企業の合法權益を著しく損なう
ものである。韓華海洋株式会社の在米関連子会社が米国政府の関連調査活動に協力、支援し、
我が国の主権、安全、発展の利益を脅かしている。

《中華人民共和国反外国制裁法》第三条、第四条、第六条、第九条、第十条、第十五条、

¹¹ 「中华人民共和国商务部令二〇二五年第 6 号 关于对韩华海洋株式会社 5 家美国相关子
公司采取反制措施的决定」（中華人民共和国商務部サイト政務公開・政策発布 2025 年 10
月 14 日）

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_001308ff9a6a474a997c644961c9b997.html

《〈中華人民共和国反外国制裁法〉実施に関する規定》第三条、第五条、第八条、第十条の規定に基づいて、国家反外国制裁業務協調機構の承認を得て、中国は韓華海洋株式会社の米国関連子会社 5 社、Hanwha Shipping LLC、Hanwha Philly Shipyard Inc.、Hanwha Ocean USA International LLC、Hanwha Shipping Holdings LLC および HS USA Holdings Corp.を報復リストに追加し、かつ以下の措置を講じる決定を下した：我が国国内の組織、個人と関連する取引、協力等の活動を行うことを禁止する。

※（訳者補足）今回適用された条文は以下の通り。

《中華人民共和国反外国制裁法》

第三条 中華人民共和国は覇権主義と強権政治に反対し、如何なる国が如何なる口実、如何なる方式によって中国の内政に干渉することに反対する。

外国国家が国際法と国際関係の基本準則に違反し、各種口実やその本国の法律に依拠して我が国に対して抑制、抑圧を行い、我が国の公民、組織に対して差別的規制措置を講じ、我が国の内政に干渉したならば、我が国は相応の報復措置を採る権利を有する。

第四条 国務院の関係部門は本法第三条に規定した差別的規制措置の制定、決定、実施に直接、あるいは間接的に関与した個人、組織を報復リストに加えることを決定することができる。

第六条 国務院の関係部門は各自の職責と職務分業に基づいて、本法第四条、第五条に規定する個人、組織に対して、実際の状況に基づいて以下の一つあるいは複数の措置を講じることを決定することができる：

- （一）査証を発行しない、入国禁止、査証取消、あるいは国外追放；
- （二）我が国国内にある動産、不動産やその他の各種財産の封印、留置、凍結；
- （三）我が国国内の組織、個人との関連取引、協力等の活動の禁止あるいは制限；
- （四）その他の必要な措置。

第九条 報復リストと報復措置の確定、一時停止、変更あるいは取消は、外交部あるいは国務院のその他の関係部門が命令を発布し公布する。

第十条 国は反外国制裁業務調整機構を設立し、調整にかかわる関連業務の統括に責任を負わせる。

国務院の関係部門は連携・協力と情報共有を強化し、各自の職責と任務の分業に基づいて関連する報復措置を確定・実施しなければならない。

第十五条 外国の国家、組織あるいは個人が実施、協力、支援する我が国の主権、安全、発展の利益を害する行為に対して、必要な報復措置を講じる必要があったならば、本法の関連規定を参照して実行する。

《〈中華人民共和国反外国制裁法〉実施に関する規定》

第三条 外国国家が国際法や国際関係の基本準則に違反し、各種の口実またはその本国

の法律に基づいて我が国に対して抑制、抑圧を行い、我が国の公民、組織に対して差別的制限措置を講じ、我が国の内政に干渉した場合、または外国の国家、組織、個人が我が国の主権、安全、発展の利益を脅かす行為を実施、協力、支援した場合、国務院関係部門は反外国制裁法と本規定に基づいて、関係する組織、個人およびそれに関わる組織、個人を報復リストに加える、報復措置を講じることを決定する権限を有する。

第五条 国務院関係部門が報復措置を講じる決定を下す際、報復措置の適用対象、具体的な報復措置、施行期日等を明確にしなければならない。

第八条 反外国制裁法第六条第三項の我が国国内の組織、個人との関連取引、協力等の活動の禁止あるいは制限は、教育、科学技術、法律サービス、環境保護、経済貿易、文化、観光、衛生、スポーツ分野の活動を含むが、それらに限定されない。国務院の教育、科学技術、司法行政、生態環境、商務、文化・観光、衛生健康、スポーツ行政等の関係部門が、職責権限に従って実施する。

第十条 国務院の外交、商務、発展改革、司法行政等の部門は各自の職責と任務分担に従って、反外国制裁業務機構の関連業務の担当に責任を負う。国務院の関係部門は報復措置の確定と実施に対して共同・連携と情報共有を強化する。

米国船舶に対する船舶特別港費徴収に関する交通運輸部の公告（交通運輸部公告 2025 年第 54 号）¹²

2025 年 4 月 17 日、米国通商代表部が中国の海事、物流および造船業に対する 301 条調査措置について、2025 年 10 月 14 日より、中国企業が保有する、または運営する船舶、中国籍船舶および中国建造船舶に対して港湾サービス料を追加徴収すると発表したことは、国際貿易関連原則および中米海運協定に大きく違反し、中米間の海運貿易に深刻な破壊をもたらすものである。

《中華人民共和国国際海運条例》等の法律法規および国際法の基本原則に基づいて、国务院の承認を得て、2025 年 10 月 14 日より、米国の企業、その他の組織および個人が船舶所有権を持つ船舶；米国の企業、その他の組織および個人が運営する船舶；米国の企業、その他の組織および個人が直接または間接的に 25%以上の株式（議決権、董事会の席）を持つ企業、その他の組織が保有または運営する船舶；米国旗を掲揚する船舶；米国で建造された船舶に対して、船舶が停泊する港湾の所在地の海事管理機関が船舶特別港費を徴収する責任を負う。関連事項を以下の通り公告する：

一、上記船舶に対して、就航回数に応じて船舶特別港費を徴収し、段階を分けて実施することとし、具体的な徴収基準を以下の通りとする（1 純トン未満は 1 純トンとして計算する）。

（一）2025 年 10 月 14 日より中国の港湾に停泊しているものは、1 純トンごとに 400 人民元を徴収する；

（二）2026 年 4 月 17 日より中国の港湾に停泊しているものは、1 純トンごとに 640 人民元を徴収する；

（三）2027 年 4 月 17 日より中国の港湾に停泊しているものは、1 純トンごとに 880 人民元を徴収する；

（四）2028 年 4 月 17 日より中国の港湾に停泊しているものは、1 純トンごとに 1120 人民元を徴収する。

¹² 「交通运输部关于对美船舶收取船舶特别港务费的公告」（中華人民共和国交通運輸部サイト政府信息公开 2025 年 10 月 10 日）

https://xxgk.mot.gov.cn/2020/jigou/syj/202510/t20251010_4177939.html

二、船舶が同一航海において複数の中国港湾に停泊する場合、最初に停泊する港湾でのみ船舶特別港費を納付し、以降に停泊する港湾では徴収しない。同一船舶について、一年以内に徴収する船舶特別港費は5航海を超えないこととする。

三、当部署が具体的な実施方法を策定する。

交通運輸部

2025年10月10日

配布先：各直属の海事局

《米国船舶に対する船舶特別港費徴収実施弁法》の印刷配布に関する交通運輸部の通知¹³

各省、自治区、直轄市交通運輸庁（委員会）、各直属海事局：

交通運輸部の同意を得て、今ここに《米国船舶に対する船舶特別港費徴収実施弁法》を印刷配布する。遵守して執行してください。

交通運輸部弁公庁

2025 年 10 月 14 日

（当該文書は公開する）

米国船舶に対する船舶特別港費徴収実施弁法

第一条 米国船舶に対する船舶特別港費徴収の公告の要求を実施するため、《中華人民共和国国際海運条例》等の法規に基づいて、我が国の海運業の発展の利益を守るため、本弁法を制定する。

第二条 国際海上輸送に従事し、中国の港湾に停泊し、かつ以下のいずれかの条件を満たす船舶について、船会社またはその代理人は船舶特別港費を納付しなければならない：

- （一）米国の企業、その他の組織および個人が船舶所有権を持つ船舶；
- （二）米国の企業、その他の組織および個人が運営する船舶；
- （三）米国の企業、その他の組織および個人が直接または間接的に 25%以上の株式（議決権、董事会の席）を持つ企業、その他の組織が保有または運営する船舶；
- （四）米国旗を掲揚する船舶；
- （五）米国で建造された船舶。

前項第一号から第四号において中国で建造された船舶は納付を免除する。中国の造船所に入居して修理を行うのみの空荷の船舶、およびその他の免除と認定された船舶は、納付を免除する。

第三条 船舶特別港費の具体的な徴収基準は以下の通りとする（1 純トン未満は 1 純トン

¹³ 「交通运输部办公厅关于印发《对美船舶收取船舶特别港务费实施办法》的通知」（中華人民共和国交通運輸部サイト政府信息公开 2025 年 10 月 14 日）

https://xxgk.mot.gov.cn/2020/jigou/syj/202510/t20251013_4178125.html

として計算する)：

(一) 2025 年 10 月 14 日より中国の港湾に停泊しているものは、1 純トンごとに 400 人民元を徴収する；

(二) 2026 年 4 月 17 日より中国の港湾に停泊しているものは、1 純トンごとに 640 人民元を徴収する；

(三) 2027 年 4 月 17 日より中国の港湾に停泊しているものは、1 純トンごとに 880 人民元を徴収する；

(四) 2028 年 4 月 17 日より中国の港湾に停泊しているものは、1 純トンごとに 1120 人民元を徴収する。

同一船舶について、一年以内に徴収する船舶特別港費は 5 航海を超えないこととする。毎年 4 月 17 日を年度費用計算期間の開始日とする。

第四条 船舶特別港費は船舶が停泊する港湾の所在地の海事管理機関が船舶特別港費を徴収する責任を負い、国の関連規定に従って管理、使用する。

第五条 船舶が同一航海において複数の中国港湾に停泊する場合、最初に停泊する港湾でのみ船舶特別港費を納付する。一年以内に中国の港湾への停泊が 5 航海を超える船舶は、最初の 5 航海は船舶特別港費を納付しなければならないが、先の 5 航海の納付情報に基づいて、以降の航海では費用を踏襲しない。

第六条 船会社またはその代理人は船舶が中国の港湾に到着する予定の 7 日前（航海が 7 日未満の場合は、前港出港時）までに、港湾所在地の海事管理機関に船舶の建造国、掲揚している国旗、所有者、運営者、賃貸状況、当該航海で停泊予定の港湾等の情報をありのままに知らせるとともに、船舶特別港費を納入しなければならない。

第七条 港湾所在地の海事管理機関は入港予定の全ての船舶の状況について確認を行い、第六条に掲げる船舶情報を隠蔽して報告する、報告漏れの疑いを発見した場合、船会社またはその代理人に情報を補足して報告するよう命じなければならない。

第八条 本弁法に違反し、規定に従って船舶特別港費を完納していない船舶について、海事管理機構はその入出港手続を行ってはならない。

船会社またはその代理人が船舶特別港費の納入を回避した場合、中国の港湾を出港した船舶に対して、次に中国の港湾に停泊する前に、未納の費用を精算させなければならない。

第九条 船舶特別港費の徴収範囲、基準および開始・終了時間等は状況に応じて動的に調整する。

第十条 本弁法は交通運輸部が解釈の責任を負い、公布の日より施行する。

副本送付先：外交部、財政部、商務部、部の弁公庁、政策研究室、法制司、財務審計司、国際合作司、海事局。